

定例監査の結果

1 監査の期間

令和5年7月31日から令和5年8月25日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

環境部 環境保全課、環境業務課

(2) 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受けるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 環境保全課

ア 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約で、西尾市契約規則で定められた公表の手続きを行っていないものがあった。

【契約規則第24条の2】

イ 狂犬病予防接種に係る収納事務を私人に委託したことについて、当該歳入の納入義務者に公表を行っていないものがあった。

【地方自治法施行令第158条第2項】

(2) 環境業務課

適正に処理されていると認められた。